

# 政治・経済 (問題)

2015年度

〈H27093212〉

## 注 意 事 項

1. 試験開始の指示があるまで、問題冊子および解答用紙には手を触れないこと。
2. 問題は2～9ページに記載されている。試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚損等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせること。
3. 解答はすべて、HBの黒鉛筆またはHBのシャープペンシルで記入すること。
4. マーク解答用紙記入上の注意
  - (1) 印刷されている受験番号が、自分の受験番号と一致していることを確認したうえで、氏名欄に氏名を記入すること。
  - (2) マーク欄にははっきりとマークすること。また、訂正する場合は、消しゴムで丁寧に、消し残しがないようによく消すこと。

|         |                                     |                          |                          |
|---------|-------------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| マークする時  | <input checked="" type="radio"/> 良い | <input type="radio"/> 悪い | <input type="radio"/> 悪い |
| マークを消す時 | <input type="radio"/> 良い            | <input type="radio"/> 悪い | <input type="radio"/> 悪い |

5. 記述解答用紙記入上の注意
  - (1) 記述解答用紙の所定欄（2カ所）に、氏名および受験番号を正確に丁寧に記入すること。
  - (2) 所定欄以外に受験番号・氏名を書いてはならない。
  - (3) 受験番号の記入にあたっては、次の数字見本にしたがい、読みやすいように、正確に丁寧に記入すること。

|         |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 数 字 見 本 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
|---------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

- (4) 受験番号は右詰めで記入し、余白が生じる場合でも受験番号の前に「0」を記入しないこと。

|            |   |   |   |   |   |
|------------|---|---|---|---|---|
|            | 万 | 千 | 百 | 十 | 一 |
| (例) 3825番⇒ |   | 3 | 8 | 2 | 5 |

6. 解答はすべて所定の解答欄に記入すること。所定欄以外に何かを記入した解答用紙は採点の対象外となる場合がある。
7. 試験終了の指示が出たら、すぐに解答をやめ、筆記用具を置き解答用紙を裏返しにすること。
8. いかなる場合でも、解答用紙は必ず提出すること。

I 次の文を読んで、あとの問いに答えよ。

司法は、専門職である法曹を基本的な担い手とし、法を適用して紛争を解決する作用である。裁判官の専門的熟練と独立性、公正な手続の遵守が裁判の正当性の根拠である。このような特質を有する司法と、民主主義との関係は複雑である。

2001年に出された司法制度改革審議会意見書に基づいて大規模な司法制度改革が行われ、その一環として、<sup>(1)</sup>刑事裁判に裁判員制度が導入され、国民の司法参加が実現した。国民は法に関して素人であるにもかかわらず、なぜ裁判で他人を裁くことができるのか。裁判員制度は「司法の民主化」として民主主義と結びつけられるが、多数決が民主的だから被告人の有罪無罪も国民の多数決で決めてよいとはいえない。このように国民の司法参加の根拠や意義は必ずしも明らかではない。アメリカで採用されている国民の司法参加の方法である **A** 制度とは異なり、裁判員制度で国民と裁判官、素人と専門家との協働が強調されるのも、裁判における専門家の重要性が意識されているからである。

日本の刑事裁判に対しては、<sup>(3)</sup>自白偏重の強引な捜査・取調べが **B** を生み出している、検察官による起訴が実質的に有罪判決に等しい「検察官司法」だ、といった批判がなされてきた。実際、再審によって無罪とされる例は今でもある。国民が司法に参加すれば、このような問題点が克服され、憲法の定める適正手続の保障が実現するという考え方も存在する。しかし実際には、裁判員裁判の導入によって、むしろ被害者への配慮や裁判員の負担の問題が重視されるようになり、刑事裁判における被疑者・被告人の人権保障は後退しているという指摘もある。国民参加は **B** 防止の保障に必ずしもならないのである。

裁判員制度は、このように制度趣旨に曖昧さを残していることもあり、日本における本格的な司法参加制度として画期的ではあるが、<sup>(4)</sup>国民の支持を必ずしも得ていない。

司法の基本的な役割は紛争解決であるが、憲法は<sup>(5)</sup>違憲立法審査権を制度化し、憲法違反の法律等の効力を奪う権限を司法権に認めた。これは「司法の民主化」とは逆に、司法が民主主義に介入する制度である。司法制度改革では違憲立法審査権が正面から検討対象とされることはなかったが、<sup>(6)</sup>違憲判決の数は非常に少なく、違憲審査を活性化する必要性は長らく説かれてきた。民主主義が正常に機能するためには、司法が民主過程をチェックすることも重要である。

問1 空欄 **A**、**B** に入る最も適切な語句を、記述解答用紙の所定欄に記入せよ。

問2 下線部(1)に関して、裁判員制度に関する以下の文のうち、正しいものを1つ選び、マーク解答用紙の所定欄にマークせよ。

- 1 裁判員裁判は1審段階で導入され、その対象事件は殺人罪や傷害致死罪などの刑事重大事件に限られる。
- 2 有罪無罪の評決において有罪と無罪が同数の場合は、「疑わしきは罰せず」という原則に従い、無罪となる。
- 3 裁判員裁判において被告人は、検察官の起訴事実に対して身の潔白を証明できなければ有罪となる。
- 4 裁判員裁判において死刑の宣告をするについては、慎重を期して3分の2の特別多数決が要求される。
- 5 裁判員だけで有罪無罪を決定するが、刑罰を決める量刑については専門性が求められるので裁判官が加わる。

問3 下線部(2)に関して、国民の司法参加の意義に関しては様々な見解があるが、以下の文のうち、最も不適切なものを1つ選び、マーク解答用紙の所定欄にマークせよ。

- 1 裁判官の感覚が市民感覚と異なることもあるため、常識とかけはなれた判決が出されないように、国民が裁判員として裁判に参加するのである。
- 2 起訴された者に対して有罪判決が下る割合(有罪率)が99%ともいわれる刑事裁判の現状に裁判官が慣れており、被告人の人権保障が軽視されがちなので、その権利擁護のために国民が裁判に参加するのである。
- 3 裁判員制度の目的は国民の意識を裁判に反映させることにあるので、裁判員は法律の枠を超えて市民感覚や健全な社会常識に基づいて判決することができる。
- 4 裁判への不信感やわかりにくいといった批判の払拭のために、国民を裁判に実際に関与させ裁判が公正に行われていることを理解してもらうのが裁判員制度の趣旨なので、国民が裁判に参加すること自体に意義がある。

問4 下線部(3)に関して、日本の刑事裁判を批判する以下の文のうち、最も不適切なものを1つ選び、マーク解答用紙の所定欄にマークせよ。

- 1 代用監獄を利用した長期の身柄拘束と長時間の取調べが虚偽自白を導く原因となっている。
- 2 取調べに弁護士が付き添えないなど被疑者、被告人の防禦権の保障が不十分である。
- 3 警察官や検察官によって証拠の捏造や調書のでっち上げが行われている。
- 4 逮捕や搜索などの強制処分について裁判官がチェックする令状主義は有効に機能していない。
- 5 供述と引換えに刑事免責を与える司法取引の制度が、虚偽の供述を導くなど濫用されている。

問5 下線部(4)に関して、最高裁の行った裁判員制度の運用に関する国民の意識調査(2014年1月から2月に実施)によれば、「裁判員として刑事裁判に参加したいか」という問いに、「参加したくない」、「あまり参加したくない」と答えた国民の割合は85.2%である。他方で、「刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきか」という問いに対しては、48.1%が「そう思う」、「ややそう思う」、23.3%が「そう思わない」、「あまりそう思わない」と答えている。

裁判員制度に対する国民の意識について、この統計数字からいえることはどのようなことか、また、なぜ国民は裁判員制度に対してこのような意識を抱くのか。考えるところを記述解答用紙の所定欄に150字以上200字以内で記入せよ。

問6 下線部(5)に関して、違憲立法審査権に関する以下の文のうち、誤っているものを1つ選び、マーク解答用紙の所定欄にマークせよ。

- 1 違憲立法審査権は、日本では日本国憲法の下で初めて認められた制度である。
- 2 違憲立法審査制は、憲法の最高法規性を維持するために設けられたものであり、立憲主義の制度である。
- 3 議会の多数決で決めた法律の効力を奪う点で違憲立法審査権は、民主主義と原理的に対立する契機を有する。
- 4 最高裁が違憲立法審査権を行使するときは、大法廷でこれを行う。
- 5 日本の違憲審査は付随的違憲審査制であり、原則として個人が具体的な権利侵害を受けた場合でなければ行われない。

問7 下線部(6)に関して、最高裁の憲法判断に関する次の文のうち、誤っているものを1つ選び、マーク解答用紙の所定欄にマークせよ。

- 1 議員定数不均衡訴訟では、違憲判断が出ているが、選挙無効判決を回避するために事情判決の法理という特殊な法理が用いられている。
- 2 首相の靖国神社参拝について政教分離原則に反する疑いがあるが、最高裁は違憲とも合憲とも判断していない。
- 3 平等を定める憲法14条の下で尊属殺重罰規定や国籍法の規定が違憲と判断されている。
- 4 二重の基準によれば、経済的自由規制立法は精神的自由規制立法より違憲と判断されにくいので、前者について違憲判決は出ていない。
- 5 生活保護の給付水準の引き下げは生存権に対する深刻な侵害といえるが、給付水準の決定は大臣の判断に広くゆだねられるという朝日訴訟最高裁判決の採る枠組みでは、その裁判的救済は困難である。

## II 次の文を読んで、あとの問に答えよ。

公選の議員によって構成される議会が、主権者国民の意思を反映しつつ、国の最高意思を決定していく議会制民主政治は、政党の存在を抜きにしては成り立たないであろう。このことは、イギリスの政治学者<sup>(1)</sup> A が、その著作『近代民主政治』の中で、「政党なしに代議政治が運営可能であることを示したものは一人もいない」と述べたその言に端的に表されている。ところで、そのような重要性を有する政党とは、そもそもどのような団体であろうか。それは、社会

にある多様な要求や意見の一部を代表すると同時に、それを調整し集約して社会全体の利益の形成に与るものである、と一般的に説明される。なるほど、現実の政治においては、その過程で、<sup>(2)</sup>ロビイストや圧力団体と呼ばれるものの影響を完全に排除することはできないし、<sup>(3)</sup>いわゆる政治献金の授受を通じて、政党を通じた意思決定の過程がゆがめられてしまうおそれも否定しきれない。しかし、イギリスの政治思想家 **B** が、政党を定義付けるに当たり、政党は、「国民的利益を増進すべく協力するために結合した団体である」と述べていたように、国民の全体的な利益を形成するという側面があってこそ、政党の存在が正当化されうることになるのである。

ところで、政党が議会を通じて政権を掌握して運営する政党政治には、そこに登場する政党の数や勢力関係などを基準にいくつかの形態がある。例えば、1955年の日本民主党と **C** との保守合同と左右社会党の再統一とによって、後に55年体制と呼ばれることになる自由民主党（自民党）と日本社会党という2つの政党を中心とする政党政治が登場した。<sup>(4)</sup>もともと、1993年に自民党が分裂した後、細川護熙を首班とする連立政権が成立するまで、新自由クラブと連立を組んだ一時期を除いて、自民党一党が政権の座についてきた。このように、わが国の政党政治の現実には、多くの政党があるにもかかわらず、政権を握ることになるのはほぼ特定の1つの政党だけであるという **D** 政党制と呼ばれる体制であった。そして、55年体制の崩壊後も、たしかに、近くは、2009年の民主党への政権交代など、わが国の政党政治が本格的に二大政党制へと移っていく契機もみられはした。しかし、自民党は、その時々に応じて他の諸政党との連立を組むなどして、政権の座に返り咲いていることもまた事実である。ただし、<sup>(5)</sup>2005年の総選挙での自民党の大勝や、<sup>(6)</sup>2009年の民主党への政権交代と2012年の総選挙での民主党の大敗も、いわゆる無党派層の動向によるものだともいわれ、政権の獲得が必ずしも安定的な基盤があつてのものともいえず、したがって、その維持も決してたやすいものではない。こうしてみると、わが国の政党政治の将来は、私たち自身の政治意識の持ち方にかかっているといえるのではなかろうか。

問1 空欄 **A** ～ **D** にそれぞれ入る適切な人名または語句を、記述解答用紙の所定欄に記入せよ。

問2 下線部（1）に関して、地方公共団体の場合を含めて、国民または住民が直接に国ないし地方公共団体の意思を決定する方式も存在するが、次に掲げるもののうち、そのような方式とはいえないものを1つ選び、マーク解答用紙の所定欄にマークせよ。

- 1 国務大臣の諮問に応じて関係する審議会が答申を行うこと。
- 2 最高裁判所の裁判官について国民審査を行うこと。
- 3 地方公共団体の議会の議員について住民がその解職の請求を行うこと。
- 4 地方（自治）特別法の制定について住民投票を行うこと。

問3 下線部（2）にいうロビイストや圧力団体に関する以下の文のうち、最も適切なものを1つ選び、マーク解答用紙の所定欄にマークせよ。

- 1 アメリカ合衆国の連邦議会にみられるロビイストは、特定の利益集団の代理人として活動しているが、その活動は、連邦議会によって公式に認められているものではない。
- 2 日本においては、国会において特定の利益集団の代理人として活動するロビイストの活動がいまだ低調であることから、その活動を助成するための認定制度がすでに設けられている。
- 3 圧力団体には、日本経団連などの経営者団体をはじめとする様々な団体があるが、職業別に組織された職能団体が圧力団体として活動する例は、日本にはいまのところみられない。
- 4 圧力団体は、政府や政党などの政治の機構に圧力をかけて政策決定に影響を与えようとすることが多いが、裁判やその前審となる行政上の不服申立ての制度を利用することもある。

問4 下線部(3)にいう「おそれ」をなくすため、政党への政治献金に関するルールや、政党の政治活動に必要な経費に充てられる政党交付金の交付に関するルールが、法律で定められている。これらにかかわる以下の文のうち、最も適切なものを1つ選び、マーク解答用紙の所定欄にマークせよ。

- 1 企業から政党への政治献金が選挙運動に関するものに限って認められるようになったため、日本経団連は、最近、会員企業に対して政治献金を行うよう呼びかけることを決定した。
- 2 企業から政党への政治献金は、企業の規模の大小とは関係なく、一律に、1年間に行うことのできる限度額が決められている。
- 3 政党交付金は、総選挙の小選挙区選出議員の選挙などの直近の国政選挙における政党の得票総数とは関係なく、政党に所属する衆議院議員および参議院議員の数に応じて交付される。
- 4 政党交付金は、税金など公費によって賄われるものではあるが、国が、その用途について条件を付けるなどの制限をかけることは認められていない。

問5 下線部(4)に関して、典型的な二大政党制の代表例としてイギリスが挙げられる。イギリスにおける現代の政党政治の状況に関する以下の文のうち、最も適切なものを1つ選び、マーク解答用紙の所定欄にマークせよ。

- 1 17世紀に現れたホイッグ党の後継である保守党と、同じく17世紀に現れたトーリー党の後継である労働党とによって現代の二大政党制が形成されている。
- 2 イギリスでは、これまでのところ第三党の登場はみられず、安定した二大政党制による政党政治が運営されている。
- 3 野党の党首には、与党によって組織される政府に対して責任のある批判を行うことが期待されており、そのための俸給が国から支給されるなど特別な優遇措置が与えられる。
- 4 日本とは異なり、政府の政策を批判するなど政権交代に備えた準備を行うための「影の内閣」と呼ばれるような組織は、いまだイギリスにはみられない。

問6 下線部(5)に関して、2005年の総選挙の主要な争点となった政策とは何か、記述解答用紙の所定欄に記入せよ。

問7 下線部(6)に関して、民主党がマニフェスト(政権公約)に掲げていなかった消費税増税の政策を進めたこと到大敗の原因の1つがあったと考えられる。その消費税増税によって行おうとしたものとして、最も適切なものを1つ選び、マーク解答用紙の所定欄にマークせよ。

- 1 巨額となった国債の繰上償還
- 2 さらに進む高齢化社会に対応するための社会保障の充実
- 3 窮乏化する地方公共団体の財源の確保
- 4 政党の政治活動の健全な発達をさらに促進するための政党交付金の増額
- 5 国土強靱化のための道路や新幹線の建設財源の捻出

### Ⅲ 次の文を読んで、あとの問いに答えよ。

貿易立国として発展してきた日本にとっての最近の大きな動きは、2013年7月のTPP交渉への参加である。TPP交渉は、1960年代の①＝ラウンド、1970年代の②＝ラウンド、1990年前後の③＝ラウンド等のGATT多角的貿易交渉とは異なり、地域的に自由貿易体制を推進しようとするものである。これら一連の交渉の原動力になったのは、自由貿易が世界経済に大きな利益をもたらすという考え方である。具体的にいうと、国際分業により増産された生産物が、輸出と輸入という方法により各国の消費量を増加させ、どの国の生活水準も向上させることになるという考え方である。そして、その普遍性は、これまで繰り返し、イギリスの経済学者リカードの比較生産費説によって説明されてきた。

リカードの比較生産費説を理解するために、次のような単純なモデルを考えよう。世界はA国とB国から成り、どちらの国でも製品Cと製品Dを生産することができる。<sup>(2)</sup> A国では、労働者総数は $\bar{x}$ 人であり、製品Cの1単位を生産するためには労働者が $a$ 人、製品Dの1単位を生産するためには労働者が $b$ 人必要である。他方、B国では、労働者総数は $\bar{y}$ 人、製品C、製品Dの1単位を生産するためには労働者が各々 $c$ 人、 $d$ 人必要である。ただし、 $a$ 、 $b$ 、 $c$ 、 $d$ 、 $\bar{x}$ 、 $\bar{y}$ は正の定数である。比較生産費説とは、両国の生産技術に ④ という関係があるとき、A国は製品Cの生産に、そしてB国は製品Dの生産に特化することにより全体の生産量を最大にすることができる、という理論である。最もわかりやすいのは、 $a < b$ かつ $c > d$ の場合である。このとき、比較生産費説に従うと、A国は製品Cを ⑤ 単位、B国は製品Dを ⑥ 単位生産する。この組み合わせ (⑤ , ⑥) は、③ 他方を減らさなければ一方をふやすことができないという意味で、最大の生産量の組み合わせを表している。そして、<sup>(3)</sup> 両国は分業によって最大化された生産物を貿易によって交換することで、1国のみでは不可能なより高い生活水準に到達できるのである。

世界経済は時代とともに複雑になってきたが、<sup>(4)</sup> 比較生産費説は今日でも自由貿易を正当化する強固な理論的根拠であり続けている。しかし、それだけで世界経済の現実を読み解くことはできない。自由貿易に対する反対意見が常に出されてきたからである。すでにリカードと同時代のドイツの経済学者リストは、<sup>(5)</sup> 経済発展の遅れた国は幼稚産業が衰退することがないように保護貿易政策をとるべきであると主張した。自由貿易の推進は現代の大きな流れではあるが、<sup>(6)</sup> 保護貿易的手段をまったく採用していない国がないこともまた現実である。

問1 下線部(1)に関して、TPPの日本語名称を、記述解答用紙の所定欄に漢字4文字を記入して完成させよ。

問2 空欄 ①、②、③ に入る語句の組み合わせを以下のうちから1つ選び、マーク解答用紙の所定欄にマークせよ。

- 1 ① ウルグアイ ② ケネディ ③ 東京
- 2 ① ディロン ② ドーハ ③ ケネディ
- 3 ① ケネディ ② 東京 ③ ウルグアイ
- 4 ① 東京 ② ディロン ③ ドーハ
- 5 ① ドーハ ② ウルグアイ ③ ディロン

問3 下線部(2)の単純なモデルに関して、以下の数値例のうちから、比較生産費説が当てはまらないものを1つ選び、マーク解答用紙の所定欄にマークせよ。

1

|    | 製品Cの1単位<br>生産に必要な労働者(人) | 製品Dの1単位<br>生産に必要な労働者(人) |
|----|-------------------------|-------------------------|
| A国 | 90                      | 120                     |
| B国 | 60                      | 80                      |

2

|    | 製品Cの1単位<br>生産に必要な労働者(人) | 製品Dの1単位<br>生産に必要な労働者(人) |
|----|-------------------------|-------------------------|
| A国 | 80                      | 90                      |
| B国 | 120                     | 100                     |

3

|    | 製品Cの1単位<br>生産に必要な労働者(人) | 製品Dの1単位<br>生産に必要な労働者(人) |
|----|-------------------------|-------------------------|
| A国 | 80                      | 90                      |
| B国 | 12                      | 10                      |

4

|    | 製品Cの1単位<br>生産に必要な労働者(人) | 製品Dの1単位<br>生産に必要な労働者(人) |
|----|-------------------------|-------------------------|
| A国 | 90                      | 100                     |
| B国 | 120                     | 60                      |

問4 空欄 ④ に入る数式を以下のうちから1つ選び、マーク解答用紙の所定欄にマークせよ。

$$1 \quad \frac{\frac{a}{b}}{\frac{c}{d}} < 1 \quad 2 \quad \frac{\frac{a}{b}}{\frac{c}{d}} > 1 \quad 3 \quad \frac{\frac{a}{b}}{\frac{c}{d}} = 1 \quad 4 \quad \frac{\frac{a}{b}}{\frac{c}{d}} < \frac{\bar{x}}{\bar{y}} \quad 5 \quad \frac{\frac{a}{b}}{\frac{c}{d}} > \frac{\bar{x}}{\bar{y}}$$

問5 空欄 ⑤、⑥ に入る単位数を、記述解答用紙の所定欄に記入せよ。

問6 下線部(3)を証明するため、 $x$ をA国において製品Dの生産に従事する労働者の人数、 $y$ をB国において製品Cの生産に従事する労働者の人数として、 $x$ と $y$ を変数とする連立不等式を解くことを考える。そのための連立方程式として適当なものを以下のうちから1つ選び、マーク解答用紙の所定欄にマークせよ。ただし、 $0 \leq x \leq \bar{x}$ 、 $0 \leq y \leq \bar{y}$ である。

$$1 \quad \frac{\bar{x}-x}{a} + \frac{y}{b} \leq \frac{\bar{x}}{a}, \quad \frac{x}{c} + \frac{\bar{y}-y}{d} \leq \frac{\bar{y}}{d} \quad 2 \quad \frac{\bar{x}-x}{a} + \frac{y}{b} \geq \frac{\bar{x}}{a}, \quad \frac{x}{c} + \frac{\bar{y}-y}{d} \geq \frac{\bar{y}}{d}$$

$$3 \quad \frac{\bar{x}-x}{a} + \frac{y}{c} \leq \frac{\bar{x}}{a}, \quad \frac{x}{b} + \frac{\bar{y}-y}{d} \leq \frac{\bar{y}}{d} \quad 4 \quad \frac{\bar{x}-x}{a} + \frac{y}{c} \geq \frac{\bar{x}}{a}, \quad \frac{x}{b} + \frac{\bar{y}-y}{d} \geq \frac{\bar{y}}{d}$$

$$5 \quad \frac{\bar{x}-x}{b} + \frac{y}{d} \geq \frac{\bar{x}}{b}, \quad \frac{x}{a} + \frac{\bar{y}-y}{c} \geq \frac{\bar{y}}{c}$$

問7 下線部(4)に関して、比較生産費説が成立するための条件として誤っているものを以下のうちから1つ選び、マーク解答用紙の所定欄にマークせよ。

- 1 両国の労働市場は完全雇用の状態である。
- 2 労働者は両国間を移動できない。
- 3 国内の生産物の価格は労働価値説に従って決定される。
- 4 各生産部門での労働生産性は雇用される労働者数にかかわらず一定である。
- 5 両国間での分業は水平的ではなく垂直的である。

問8 下線部(5)に関して、リストの主著を以下のうちから1つ選び、マーク解答用紙の所定欄にマークせよ。

- 1 国民経済学原理
- 2 経済発展の理論
- 3 経済学原理
- 4 経済学の国民的体系
- 5 経済学および課税の原理

問9 下線部(6)に関して、保護貿易的手段の代表例を1つ挙げ、記述解答用紙の所定欄に記入せよ。

#### IV 次の文を読んで、あとの問いに答えよ。

産業革命が進展するにつれて、女性や児童が劣悪な労働条件の下で長時間の労働を強いられるなど、<sup>(1)</sup>労働問題が次第に顕在化するようになると、日本を含む各国で、労働組合運動や、労働者の権利を保障する立法の動きが生じるようになった。また、第一次世界大戦後の1919年には、労働者の労働条件改善を図る国際組織として、Aが設立された。

日本では、労働者の権利を保障する立法は、第二次世界大戦後に本格化した。日本国憲法では勤務条件の法定や労働<sup>(2)</sup>基本権が保障され、こうした憲法上の労働者の権利を実現する立法として、労働条件の最低基準を定める労働基準法、労働組合の結成等について保護を与える労働組合法等が制定された。近年における重要かつ基本的な労働立法<sup>(3)</sup>としては、2007年に制定されたB法がある。

今日の日本における労働者の権利の保障に関わる重要な課題として、雇用平等の実現や、行き過ぎた格差に由来する問題の是正が挙げられる。

例えば、雇用における男女平等に関しては、1985年に男女雇用機会均等法が制定され、同法はその後何度か改正さ

れているが、<sup>(4)</sup>女性の管理職の割合は全労働者に占める女性労働者の割合に比べるとなお低い水準にとどまる。女性が育児などの家庭責任を担いがちであることを踏まえると、雇用における男女平等の実現のためには、<sup>(5)</sup>仕事と家庭生活の両立を可能とする制度の一層の整備が求められる。

また、近年では、<sup>(6)</sup>いわゆる正社員と、いわゆる非正社員との格差・二極化が社会的に問題となっている。この問題については、一方で、非正社員の雇用の保護や処遇の向上のための労働分野の法改正が相次いでいる。他方、いわゆる正社員についても、過剰な長時間労働に伴う病気の発症や死亡が社会問題となるなど、その働き方の是正が求められている。この一環として、2014年の第186回通常国会では、等防止のための対策推進を国の責務と定める等防止対策推進法が成立した。

更に、障害者に対する雇用差別の解消も重要な課題である。2013年には、法が改正され、同法が従来定める法定雇用率制度と並んで、2016年4月1日からは障害を理由とする差別的取扱いが禁止されることとなった。

これからの日本の労働市場の制度改革を考えていくにあたっては、ここに例示したような、様々な立場の労働者が存在することを念頭に置く必要があるといえよう。

問1 空欄  ～  に入る適切な語句を、記述解答用紙の所定欄に記入せよ。

問2 下線部(1)に関して、第二次世界大戦終了前の日本における労働運動に関する以下の文のうち、誤っているものを1つ選び、マーク解答用紙の所定欄にマークせよ。

- 1 1897年に、アメリカ労働組合運動の影響を受けた高野房太郎が中心人物の一人となって、労働組合期成会が結成された。
- 2 1900年に制定された治安警察法は、争議行為を取り締まる立法として機能した。
- 3 年少者や女性の就業時間制限などを定めた工場法が1911年に成立したが、使用者側の反対が強く、施行されずに終わった。
- 4 1921年には、鈴木文治が中心人物の一人となって結成された友愛会が発展する形で、日本労働総同盟が発足した。

問3 下線部(2)に関して、日本において労働協約締結権が認められているものとして最も適切なものを1つ選び、マーク解答用紙の所定欄にマークせよ。

- 1 一般職の国家公務員
- 2 自衛隊員
- 3 一般職の地方公務員
- 4 地方公営企業の職員
- 5 消防職員

問4 下線部(3)に関する以下の文のうち、最も不適切なものを1つ選び、マーク解答用紙の所定欄にマークせよ。

- 1 使用者が、労働者の国籍、信条、社会的身分を理由に、労働条件について、差別的取扱いを行うことを禁止している。
- 2 使用者が労働者を解雇する場合、少なくとも30日前に予告するか、30日分以上の平均賃金の支払いを義務づけている。
- 3 賃金を、通貨で、直接労働者に、全額を、支払うよう義務づけている。
- 4 法定労働時間内の労働に対して使用者が支払う賃金額を、労働者の労働時間に比例する形で定めるよう義務づけている。
- 5 使用者が、満18歳に満たない労働者を深夜労働に従事させることを禁止している。

問5 下線部(4)に関して、総務省「労働力調査」による、2012年時点の管理的職業従事者(公務及び学校教育を除く)に占める女性の割合に最も近いものを、以下のうちから1つ選び、マーク解答用紙の所定欄にマークせよ。

- 1 1%
- 2 11%
- 3 21%
- 4 31%
- 5 41%



問6 下線部（5）に関して、育児休業・介護休業についての制度に関する以下の文のうち、最も不適切なものを1つ選び、マーク解答用紙の所定欄にマークせよ。

- 1 育児・介護休業法は、女性労働者のみならず、男性労働者に対しても、育児休業・介護休業を取得する権利を認めている。
- 2 育児・介護休業法は、パートタイム労働者など、いわゆる非正社員については、育児休業・介護休業を取得する権利を認めていない。
- 3 育児・介護休業法は、労働者が育児休業・介護休業を取得したことを理由に、使用者が解雇等の不利益取扱いを行うことを禁止している。
- 4 育児休業や介護休業を取得する労働者に対しては、雇用保険から、休業前の賃金の一定割合相当額の給付金が支給される。

問7 下線部（6）に関して、近時、より多様な正社員のあり方が模索され、これまでのいわゆる正社員とも、また、パートタイム労働者などのいわゆる非正規労働者とも異なる、「限定正社員」（「ジョブ型正社員」、「多様な正社員」）と呼ばれる働き方の導入の是非をめぐる議論が活発となっている。こうした働き方の特徴とされるものを、記述解答用紙の所定欄に30字以上60字以内で記入せよ。

〔以 下 余 白〕